

「佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（案）の概要について」に寄せられた意見と市の考え方について

(1) 意見募集結果

意見募集期間	平成27年7月17日（金）から 平成27年7月31日（金）まで
意見募集結果	意見提出者数 1名 意見数 1件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 0件 原案のとおりとしたもの 1件

(2) 意見の内容と市の対応

No.	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	<p>条例は個人番号の利用と取り扱いに関する規定で、個人情報の具体的な運用法に関しては、触れられていません。今後、運用するうえで、実務面での最大の課題について、どのように考えられているが全く分かりません。</p> <p>個人番号の漏えい対策は、いくらやってもとどうかと言う面があります。やりきれぬかは疑問です。</p> <p>個人番号データの記録媒体を携帯することは、あってはなりません。</p> <p>インターネットに接続されているパソコンに個人番号データが存在すれば漏洩したものと覚悟すべきです。漏洩した個人番号が解読不能とする対策ができれば、かなり安全ですが、それでも完璧ではありません。</p> <p>最後は、担当職員の情報保護に対する姿勢、コンピュータの取り扱いに関するリスク管理技術の熟練度に負うこととなります。</p> <p>運用に関する条例、または、規定が必要です。どのような方針かを公表してください。</p> <p>以上</p>	<p>本条例は、社会保障、税、災害対策に関する事務で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条及び別表第一に定められた事務と一体として取り扱われるなど密接な関わりが認められ、個人番号を利用することにより、手続の利便性や事務効率に資すると考えられる事務等について、個人番号を利用等するために制定しようとする条例です。</p> <p>個人情報の具体的な運用に関する条例、規程等につきましては、佐倉市個人情報保護条例、佐倉市情報セキュリティ規則、佐倉市情報セキュリティ対策基準に関する規程等を定めておりますが、特定個人情報の取扱いをより厳格なものとするため、現在、佐倉市個人情報保護条例の改正手続を進めており、また、特定個人情報保護委員会から示されている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、今後、特定個人情報の取扱いに関する管理規程等も策定する予定です。</p> <p>市といたしましては、これらの規程等を整備、遵守し、特定個人情報の厳格な取扱いを徹底してまいります。</p>	無